明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令（一九八）　二
○母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令（一九九）　二
〔省　令〕
○住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（**総務**七〇）　三
○登記事務委任規則の一部を改正する省令（**法務**三二）　三
○財務省組織規則の一部を改正する省令（**財務**四九）　三
〔規　則〕
○人事院規則八―一二（職員の任免）の一部を改正する人事院規則（**人事院**八―一二―一〇）　三
〔訓　令〕
○内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令（**内閣府**二二）　三
〔告　示〕
○本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件（**金融庁**六二）　三
○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件（**法務**二九〇）　三
○株式会社日本政策金融公庫法第十七条第二項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第三項の規定に基づき、公示する件（**財務・農林水産・経済産業**八）　三
○エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第九条第三項の規定に基づき、特定事業促進業務を行う営業所又は事務所の所在地の変更を公示する件（**財務・経済産業**三）　四
○産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十四条の六第三項の規定に基づき、事業再構築等促進業務を行う営業所又は事務所の所在地の変更を公示する件（**同**四）　四
○労働安全衛生法の規定により登録製造時等検査機関等の事務所の所在地を変更した件（**厚生労働**四三三）　五
○労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第十九条の二十四の二の六の規定により登録検査業者検査員研修機関の名称を変更した件（**同**四三四）　五
○薬事法第二十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器の一部を改正する件（**同**四三五）　五
○肉用子牛生産安定等特別措置法第五条第九項の規定に基づき、平均売買価格を告示する件（**農林水産**一七四五）　五
○保安林の指定をする件（**同**一七四六～一七六五）　六
○高速自動車国道に関する件（**国土交通**七九六～七九九）　八
○船舶安全法の規定に基づき認定事業場として認定した件（**同**八〇〇～八〇二）　九
〔国会事項〕　九
〔人事異動〕
金融庁　財務省　最高裁判所　九
〔皇室事項〕　一二
〔官庁報告〕
産　業
日本工業規格（経済産業省）　一二
国家試験
平成二十四年度土地改良換地士資格試験の実施について（農林水産省）　一二
〔公　告〕
諸　事　項
官庁
証票無効、公示送達関係　一三
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一三
特殊法人等
独立行政法人国立印刷局の役員の任命関係　一九
会社その他
会社決算公告　二三

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。